

# 令和元年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

警察本部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
会計課	物品購入	車両燃料(県内給油1 月分)(単価契約)	令和2年1月1日 ~ 令和2年1月31日	滋賀県石油協同組合	11,881,700	警察業務の特殊性から、平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができるのは、県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため。	2	3イ
会計課	物品購入	車両燃料(県内給油2 月分)(単価契約)	令和2年2月1日 ~ 令和2年2月29日	滋賀県石油協同組合	12,105,800	警察業務の特殊性から、平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができるのは、県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため。	2	3イ
会計課	物品購入	車両燃料(県内給油3 月分)(単価契約)	令和2年3月1日 ~ 令和2年3月31日	滋賀県石油協同組合	11,807,000	警察業務の特殊性から、平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができるのは、県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため。	2	3イ